

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市溝辺麓地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第193号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

建物の老朽化等により霧島市溝辺麓地区共同利用施設の公の施設としての使用を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。